

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年12月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400581号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400084号

第1 結論

請求者のA社における令和3年11月1日から令和4年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和3年11月から令和4年4月までの標準報酬月額については47万円から65万円とする。

令和3年11月から令和4年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年11月から令和4年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年11月1日から令和4年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額については、同社の事業主から提出された厚生年金保険被保険者資格取得届(訂正届)(令和6年6月11日受付)により、令和3年11月から令和4年4月までの標準報酬月額が47万円から65万円に訂正されたものの、請求期間の訂正後の標準報酬月額については、当該訂正届提出時に厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅していたことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。

一方、A社から提出された請求者に係る給料明細、源泉徴収簿兼賃金台帳、特別嘱託社員労働条件通知書兼雇用契約書(以下「給与資料」という。)及び同社の人事部担当者の陳述並びに日本年金機構の回答により、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額に基づく

標準報酬月額が 65 万円と認められ、請求期間について、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき、上記給与資料により確認できる厚生年金保険料控除額から、65 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出（令和 6 年 6 月 11 日受付）しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。